

## 平成 22 年度小地域つどい・サロン活動助成事業実施要項

### 1. 目 的

高齢化が急速に進む中、高齢者においては充実した高齢期を過ごせるように、また子育て中の親子に関しては子育てをしやすい環境が必要となっている。また地域から孤立しがちな障がいのある方などが集える場所や機会づくりが重要である。そこで、地域住民による主体的な取り組みにより、身近な地域で閉じこもりの防止や当事者同士の情報交換、生きがいつくりを目的とした交流拠点づくりを推進するために、その活動資金の一部を共同募金配分金等の活用により助成し、助成団体の自立、または自主運営が可能となることを目的とする。

### 2. 主 催 社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

### 3. 対象期間 平成 22 年 4 月 1 日（木）～平成 23 年 3 月 31 日（木）

### 4. 対象事業

閉じこもりがちな方や孤立しがちな方（ひとり暮らし高齢者、虚弱高齢者、子育て中の親子、障がいのある方など）を支援することを目的として、身近な小地域で公会堂や集会所などを活用し、地域住民の主体的な活動として、レクリエーションや参加者同士のおしゃべりなどを通じて、不安の解消や生きがいつくりを促し、参加者が気軽に集える「つどい・サロン活動」を対象とする。

また、次の条件を満たすことが必要とする。

#### 1.) 以下を満たす団体であること

- ① グループ内で役割分担がなされており代表・会計等役員を置いている。
- ② 予算、事業計画を作成している。
- ③ 団体の通帳があり財務処理が明朗である。
- ④ 定期的な運営会議を開催している。
- ⑤ 自分たちの地域の他の団体と連携が取れている、またはそのために何らかの努力をしている。

#### 2.) 運営方法について

地区ふれあい活動推進協議会や地区担当の地域福祉支援員と常に連絡をとりあい、団体があらかじめ対象とする地域の自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携をはかり、地域において幅広く協力者の募集を行い、地域全体でサロンを支える努力をすること。

#### 3.) 参加者へのかかわりについて

常に自治会回覧やチラシの配布などでつどい・サロン（以下サロン）の存在を広く知っていただく努力をすること。対象となる方で参加されない方については直接誘い掛けをするなど参加してもらいやすい方法に配慮すること。また、参加しなくなった人や参加の回数が減った人、普段サロンに参加しないが気になる人などを発見した場合は、民生委員、民生協力委員などへ連絡するなどの体制づくりに努めること。

## 5. 助成対象区分

助成対象については、団体のサロン実施状況を踏まえて、以下の4つの区分により行う。なお、対象区分ごとの助成金応募期間についてもそれぞれ定める。

対象区分	説明	応募期間
新規立ち上げ団体	当該年度より新たにサロンを立ち上げる団体。立ち上げ当該年度のみ対象。	開催日の1か月前までに申請
きっかけづくり型団体	年間1回～11回サロンを実施している団体。もしくは、12回以上実施している団体で <u>月1回以上参加費を徴収していない団体。</u>	開催日の1か月前までに申請 ※3回分まで一度に申請することができる
生活リズム型団体	年間12回以上(1か月1回以上)実施しており、かつ <u>月1回以上参加費を徴収している団体。</u> ※助成開始年度を含め3年間のみ	《上半期(4月～9月)》 4月1日～6月30日 《下半期(10月～3月)》 9月1日～10月29日
自立運営型団体	年間12回以上(1か月1回以上)実施しており、かつ <u>月1回以上参加費を徴収している団体であり、生活リズム型団体として助成金利用4年目以降の団体。</u>	開催日の1か月前までに申請 ※6回分まで一度に申請することができる

## 6. 助成額区分

対象区分ごとの助成条件及び金額、対象経費については以下のとおりとする。

対象区分	上限金額	実施報告	対象経費
新規立ち上げ団体	1回7,000円 (年間84,000円を上限)	事業実施後1か月以内に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝金</li> <li>通信費</li> <li>保険費</li> <li>消耗品費</li> </ul>
きっかけづくり型団体	1回6,000円 (年間66,000円を上限)	申請した最終の事業実施後1か月以内に提出	
生活リズム型団体	年間80,000円を上限	《上半期》 H22年10月29日 《下半期》 H23年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃借料</li> <li>印刷費</li> <li>茶菓代</li> <li>食材費</li> <li>備品(1万円まで)</li> </ul>
自立運営型団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師料</li> <li>1回5,000円×6回 (年間30,000円を上限)</li> <li>行事保険料</li> <li>1回1,000円×12回 (年間12,000円を上限)</li> </ul>	申請した最終の事業実施後1か月以内に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝金</li> <li>保険費</li> </ul>

### 【備考】

※ 助成金申請額については、上限金額をもとに各地域の実施規模に応じた申請額となるよう、担当地域福祉支援員へ相談し計画すること。

※ きっかけづくり型団体についても、助成金のみならず、継続的に運営できるよう団体独自の運営費を捻出する何らかの方法を、その地域の実情に応じて計画すること。

※ 特に子育てサロン（自主グループ除く）については新規立ち上げ時に限って下記のメニューからひとつを選択し、利用できることとする。

また、現在子育て以外のサロンを運営している団体についても、新たに子育て中の親子を含めたサロンとして運営する場合にもその初年度に限り選択し利用できることとする。

メニュー
参加者募集のチラシ作成のための用紙をプレゼント（500枚×3冊）
子どもに優しいお菓子のプレゼント（1,000円×3回）
有料貸出備品引換券（3枚）

## 7. 申請・報告方法

申請は、それぞれのサロンの活動を広く地域で知っていただくことを目的に、各地区ふれあい活動推進協議会を通じて社協会長へ提出することとする。また、実施報告についても同様とする。

## 8. 助成金の返還

団体が次の各号に該当したときは、既に交付した助成金の返還をしなければならない。

- (1) 虚偽の申請により助成金を受け取った場合
- (2) この要項の趣旨に違反した場合
- (3) 助成金に余剰が出た場合
- (4) 申請時の計画内容と実施内容が大幅に異なる場合

※助成金返還の必要が考えられる場合は、担当地域福祉支援員へ報告を行うこと。三田市社会福祉協議会にて返還が必要であると判断した場合、返還手続きを行う。

## 9. 禁則事項

### 【助成金申請できない事業及び団体】

- 介護保険事業（近接事業含む）や、趣味・サークル活動、営利活動、宗教活動、政治活動として行う事業
- 親子サークルや老人クラブ、趣味のサークルなどが行う「主に自助を目的とする事業」
- 施設ボランティア活動（社会福祉施設、作業所、グループホームなどの利用者のみを対象とする活動）
- 法人格をもつ団体が行う事業（自治区・自治会は助成可能）

### 【助成金を利用できない項目、活動】

- 運営者のみを対象とした例会、学習会
- 市内全域を対象とした事業（ひとつのサロンの対象地域は、最大で各地区ふれあい活動推進協議会の活動範囲内程度とする）
- 申請対象となるつどい・サロンの実施日を過ぎてからの申請
- 旅行等の事業に際し、下見などにかかる費用
- 旅行等の事業の旅費交通費及び駐車場代

### 【補足】

- ひとつの団体が行うサロンに高齢者や障がい者、子育て中の親子など複数の対象が参加する場合もサロンとしてはひとつとして捉え、助成金の申請についても複数申請は受け付け

ない。

#### 10. 助成金に関する問合せ先

- 三田市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係 地域福祉支援室（三田・三輪・小野・高平地区担当）  
〒669-1514 三田市川除 675 番地（三田市総合福祉保健センター内）  
電話 559-5965 ファックス 559-5945 電子メール [chiiki@sanda-shakyo.or.jp](mailto:chiiki@sanda-shakyo.or.jp)
- ウッディ地域福祉支援室（ウッディタウン・カルチャータウン地区担当）  
〒669-1321 三田市けやき台 1-4-1（ウッディタウン市民センター内）  
電話 553-8373 ファックス 553-7023 電子メール [w-chiiki@sanda-shakyo.or.jp](mailto:w-chiiki@sanda-shakyo.or.jp)
- フラワー地域福祉支援室（フラワータウン地区担当）  
〒669-1544 三田市武庫が丘 7-3-1（フラワータウン市民センター内）  
電話 550-9008 ファックス 550-9009 電子メール [f-chiiki@sanda-shakyo.or.jp](mailto:f-chiiki@sanda-shakyo.or.jp)
- 広野地域福祉支援室（広野、本庄地区担当）  
〒669-1316 三田市上井沢 28-1（広野市民センター内）  
電話 560-5822 ファックス 560-5823 電子メール [h-chiiki@sanda-shakyo.or.jp](mailto:h-chiiki@sanda-shakyo.or.jp)
- 藍地域福祉支援室（藍地区担当）  
〒669-1349 三田市大川瀬 1307-44（藍市民センター内）  
電話 568-5400 ファックス 568-5405 電子メール [a-chiiki@sanda-shakyo.or.jp](mailto:a-chiiki@sanda-shakyo.or.jp)

